

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
有限会社 松下商店	常陸太田市宮本町491-3	9-810005

2 指名停止措置期間 令和6年1月26日～令和6年2月25日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

(有)松下商店は、令和5年12月19日に入札執行した「05.災害時用備蓄食糧品等購入」において落札者となるべきところ、契約を辞退した。

5 指名停止理由

契約を辞退したことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号(1)に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9(1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111